

役員報酬規程

第一条 公益財団法人 安積歴史博物館は役員に対する報酬について、常勤・非常勤を問わず支払わない。

第二条 公益財団法人 安積歴史博物館は定款第16条により、出席する会議等について評議員に対する報酬は、一会議あたり3,000円とする。また、同第30条により、理事及び監事に対する報酬は、出席する会議等について一会議あたり3,000円とする。

以上規定する。

平成25年11月20日